

認証官任命(一名)

内閣人第四五号

起案

令和元年八月七日

決定	令和元年八月八日
上奏	令和元年八月八日
裁可	令和元年八月八日

施行	令和元年八月八日
令和	令和元年八月八日

内閣総理大臣

野田

内閣官房長官

菅

内閣官房副長官

菅

内閣総務官

原

大

麻生 国務大臣

野田

根本 国務大臣

菅

岩屋 国務大臣

菅

宮腰 国務大臣

菅

石田 国務大臣

野田

吉川 国務大臣

菅

片山 国務大臣

菅

茂木 国務大臣

菅

山下 国務大臣

野田

世耕 国務大臣

菅

菅 国務大臣

菅

山本 国務大臣

菅

河野 国務大臣

野田

石井 国務大臣

菅

鈴木 国務大臣

菅

渡辺 国務大臣

菅

柴山 国務大臣

野田

原田 国務大臣

菅

平井 国務大臣

菅

最高裁判所事務総長

今

崎

幸

彦

高等裁判所長官に任命する

内閣

(九月二日予定)

内閣

最高裁人任第1700号

令和元年8月6日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿



最高裁判所長官 大 谷 直 人

高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

最高裁判所事務総長

いま さき ゆき ひこ
今 崎 幸 彦

(発令希望日 令和元年9月2日)

1丁										裁 判 所			
年	号	月	日	事	項	旧氏名	出生年月日	氏名	本籍				
五五	一〇	二四	二四	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会			いま さき ゆき ひろ					
五六	三	二四	二四	京都大学法学部卒業				今 崎 幸 彦					
五八	四	六	一	司法修習生の修習終了	最高裁判所								
				判事補に任命する	内 閣								
				東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所								
				最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる									
六三	四	一	一七	最高裁判所事務総局刑事局付を免ずる									
				検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	法 務 省								
				外務事務官（アジア局南東アジア第二課）に併任す									

2丁							裁 判 所								
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃					〃		平成		年
				三									元		号
〃	〃	〃	五	四	〃	五					〃		四		月
一六	一五	〃	一四	一	〃	二六					〃		一		日
簡易裁判所判事兼判事補に任命する	辞職を承認する	帰朝（東京）	マニラ出発	帰朝を命ずる	マニラ着任	東京出発	（期間は平成元年四月三十日までとする）	アジア局南東アジア第二課に併任する	二等書記官を命ずる	せる	外務事務官（在フィリピン日本国大使館）に転任させる	解除する	外務事務官（アジア局南東アジア第二課）の併任を	る	事
内閣	〃						〃					〃		外務省	庁
															名

今 崎 幸 彦

3丁		裁判所												
		〃	〃	〃		〃	〃			〃			平成	年
		一四	一二	一〇			七			六			三	号
		四	四	四		〃	五			四			五	月
		一	一	一		〃	二七			一			一六	日
兼ねて最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる		最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる 最高裁判所事務総局刑事局第二課長を命ずる 最高裁判所事務総局刑事局第二課長を免じ 最高裁判所裁判所調査官に充ててを解く 最高裁判所裁判所調査官に充てる 東京地方裁判所判事に補する 判事に任命する 最高裁判所裁判所調査官に充てる 東京地方裁判所判事補に補する 東京簡易裁判所判事に補する より判事の職務を行わしむる者に指名する 判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に 京都地方裁判所判事補に補する 京都簡易裁判所判事に補する												
		〃 〃 最高裁判所 内閣 〃 最高裁判所												
		事 項 庁 名												

今崎幸彦

4丁					裁判所									
〃	〃	〃	〃	〃				〃	〃	〃	〃	〃	平成一四	年
		一七							一六			一五		号
〃	〃	五	一二	一〇				八	四	一〇	四	三	九	月
〃	二七	二六	一	二〇				一	一四	一七	一一	七	三〇	日
東京高等裁判所判事に補する	判事に任命する	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる
	内閣		最高裁判所	法務省	最高裁判所				〃	〃	〃	〃	法務省	最高裁判所
														庁名

今崎 幸彦

5丁		裁判所																
年	号	月	日	事	項	庁	名											
平成二〇	二	四	九	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
司法研修所教官に充てる	司法研修所教官に充てることを解く	最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局広報課長を命ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	最高裁判所事務総局広報課長の兼務を免ずる	東京地方裁判所判事補に補する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所事務総局刑事局長を命ずる	兼ねて最高裁判所図書館長を命ずる	国立国会図書館支部最高裁判所図書館長を命ずる	
最高裁判所																	国立国会図書館	

今崎幸彦

6丁				裁 判 所										
年	号	月	日	事	項	庁	名							
平成二五	九	一	一六	法制審議会臨時委員に任命する	最高裁判所事務総局	法務省								
最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	最高裁判所事務総局	最高裁判所事務総局	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	最高裁判所事務総局	法務省								
広報課長堀田眞哉海外出張不在中最高裁判所事務総	局秘書課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取	扱を命ずる	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	最高裁判所									
書課長堀田眞哉帰国につき最高裁判所事務総局秘	書課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱を	免ずる	最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる	法務省									
法制審議会臨時委員を免ずる	最高裁判所図書館長の兼務を免ずる	最高裁判所図書館長の兼務を免ずる	水戸地方裁判所判事に補する	水戸地方裁判所判事に補する	最高裁判所									
水戸地方裁判所長を命ずる	国立国会図書館支部最高裁判所図書館長を免ずる	国立国会図書館	国立国会図書館	国立国会図書館	国立国会図書館									

今崎幸彦

7丁								裁 判 所					年 号 月 日	事 項	序 名		
						〃	〃	二 八		〃	〃	〃					
						五	四			〃	〃	五					
						一	七			〃	二 七	二 六					
						検 察 官 特 別 任 用 分 科 会 に 所 属 さ せ る	検 察 官 ・ 公 証 人 特 別 任 用 等 審 査 会 委 員 に 任 命 す る										

今 崎 幸 彦